

2012（平成24）年7月24日

「社会保障制度改革推進法案」に反対する会長声明

千葉県弁護士会
会長 齋藤 和



第1 はじめに

民主党、自由民主党及び公明党は、「社会保障制度改革推進法案」（以下「推進法案」という。）について、今国会で成立を図ることにつき合意した。同法案は去る6月26日に、既に衆議院にて可決されており、現在参議院にて審議中である。

推進法案は、「税と社会保障の一体改革」法案のうち、社会保障制度改革の根幹をなす、きわめて重要な法案である。しかしながら、その内容についてみるに、およそ看過し難い重大な問題をいくつも含むものとなっている。以下に、その問題点を挙げる。

第2 推進法案の問題点

1 社会保障において果たす国家の役割が矮小化されていること

推進法案第2条1号においては、社会保障制度について「家族相互及び国民相互の助け合いの仕組み」を通じた個人の自立の支援を行うものとされている。しかし、そもそも日本国憲法第25条は、第1項において全ての国民の生存権を保障すると共に、第2項において、国に社会保障の向上・増進を義務づけている。本法案は、国家の責務である社会保障制度を、「家族相互及び国民相互の助け合いの仕組み」に矮小化しようとするものであり、憲法の理念に反するものである。

2 国民に重負担を課す一方で、福祉を切り捨てる構造を生み出していること

推進法案は、「税と社会保障の一体改革」の一環をなすものである。多くの国民の反対を受け、与党の分裂という事態を引き起こしながらも、消費税増税法案が衆議院にて可決されたことは、広く国民の知るところである。

ところが、消費税増税という形で国民負担を増大させているにも関わらず、増税と表裏の関係にある社会保障に関して定める本法案は、社会保障をより充実させるものとはされていない。かえって、前述の通り社会保障に関する国家の責任をないがしろにし、年金・医療・介護・生活保護といった諸々の分野において、福祉の切り捨てを大きく許容する内容となっている。推進法案によってもたらされるのは、いわば「高負担・低福祉」というべき社会保障構造である。このような社会を構築しようという国民的コンセンサスが得られているとは到底考えられない。

3 応能負担の原則が無視されていること

推進法案第2条4号は、社会保障給付に要する公費負担の費用は、消費税及び地方消費税の収入を充てるものとするとしている。しかし、そもそも消費税は逆進性の強い課税方式であり、消費税を社会保障財源とすることは、かえって格差の拡大を招くものである。社会保障財源については、応能負担原則に則り、累進課税制度が採られている所得税等に求めるべきであり、所得税率の上限の引上げや法人に対する税制優遇措置の見直し、資産課税の強化等により、担税力のあるところからなされるべきである。

4 少子化・人口問題の本質が見誤られていること

推進法案第8条は、少子化対策の具体的施策として待機児童問題の解消を挙げるが、その余の政策については何ら言及するところがない。しかし、現在、我が国の少子高齢化をもたらしている最大の要因は、非正規雇用の拡大により若年層の雇用が不安定となり、経済的な裏付けのある状況のもとで出産・育児を行い得なくなっていることである。推進法案は、このような構造的・本質的な問題に全く目を向けず、少子化問題の本質を待機児童問題のみに矮小化している。「税と社会保障の一体改革」全体としてみれば、かえって消費税の負担を増すことによって、不安定雇用・低所得に苦しむ人々を更に困窮させることになるのであるから、少子化対策どころか、むしろこれを悪化させるおそれのあるものである。

5 生活保護を巡る本質的問題が見誤られるいること

推進法案附則2条は、不正受給問題が昨今の生活保護費増大をもたらした極めて重大な問題であるかのように捉え、「生活保護制度の見直し」として、不正受給者への厳格な対処、給付水準の適正化など、必要な見直しを実施するとしている。しかし、生活保護の不正受給率はごく低く、不正受給者の増加によって生活保護費の大幅な増大がもたらされている訳ではない。生活保護費増大の主たる要因は、むしろ無年金・低年金の高齢者の増加と非正規雇用への置き換えにより不安定就労や低賃金労働が増大したことである。

さらに言えば、生活保護に関するより根本的な問題は、低所得者の多くが生活保護制度を利用できておらず、生活保護の捕捉率が他の先進諸国と比較し極めて低い水準にとどまっていることであるが、推進法案において、このような問題意識は全く示されておらず、本来は、こうした点においてこそ、必要な改善を行うべきといえる。また、給付水準の見直しについては、現在でも必ずしも十分とはいえない保護基準を引き下げることにつながりかねないため、生存権の保障という観点からも是認できない。

6 社会保障制度改革の工程に関する問題

推進法案第4条は、新設する社会保障制度改革国民会議の審議を経て社会保障制度改革を具体化する立法措置を講じるものとしている。しかし、社会保障制度改革をめぐる国民的議論は、代表民主制の原則に則り、国会において、全ての政党・会派が参加して行う審議を通じてなされるべきものである。また、審議の過程は国民に公開し、各政党・会派が国民に対し、各々の政治的見解に対する説明責任・政治責任を果たすべきである。内閣総理大臣によって任命され、国民に対する政治責任を負うことのない、わずか20名の委員による審議に委ねることは、民主主義の観点から不適切である。

第3 結語

以上の通り、推進法案には、人権保障上看過し難い問題点が多数見られるため、当会は今国会において推進法案を成立させることに強く反対するものである。

以 上